

「北海道国民健康保険運営方針（原案）」に対する道民意見の募集について

平成 30 年度から国民健康保険制度が改正され、北海道と市町村が一体となって国保を運営することになります。このため、道内の国保運営の統一的な指針として「北海道国民健康保険運営方針」を策定することとなりました。

この運営方針（原案）について、道民の皆様からご意見を募集します。

●公表場所

北海道国保医療課（道庁 6 階）、道庁行政情報センター（道庁別館 3 階）、各総合振興局及び振興局（石狩を除く）の行政情報コーナーで公開するほか、北海道ホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/kouikika_junbi_index.htm）に掲載しています。

●意見の募集期間

平成 29 年 3 月 1 日～ 3 月 31 日

●意見の提出方法及び提出先

公表場所及びホームページにある「意見募集要領」をご覧のうえ、提出ください。

- ① 郵便 〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道保健福祉部健康安全局国保医療課（広域化準備グループ）
- ② ファクシミリ 011 - 232 - 1037
- ③ 電子メール hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp

●問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課（広域化準備グループ）
電話 011 - 231 - 4111 内線 25 - 808

振替納税のご利用を

平成 28 年分の申告所得税及び復興特別所得税の確定申告は 3 月 15 日（水）、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は 3 月 31 日（金）が申告・納税の期限となっています。

納税については、ご指定の貯金口座から振込日に自動的に納税が行われる振替納税のご利用をお勧めします。

振替納税は、金融機関や税務署に出向かずに納付ができるほか、納め忘れもなく、納付書で納付する場合より納付日が 1 か月程度後になります。

今回の確定申告から振替納税をご利用になる方は「貯金口座振替依頼書」を税務署又は金融機関に提出し、手続きしていただきますようお願いいたします。

（注）申告期限までに申告書を提出しないと振替納税を利用することはできません。

	納付書又は電子納税 による納付	振替納税を利用する場合	
	納 期 限	振替納付日	手続期限
申告所得税及び 復興特別所得税	3月15日（水）	4月20日（木）	3月15日（水）
消費税及び 地方消費税	3月31日（金）	4月25日（火）	3月31日（金）

■ 詳しくは 深川税務署 ☎ 0164-23-2191 まで